

第 6534 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 5日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 家賃支援給付金

Q : 家賃支援給付金は、社宅も対象になりますか？

A : 一定賃料を徴収している社宅は対象になります。

【解説】

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴って発令された緊急事態宣言により、売上が大幅に減少した中小企業等の地代家賃の負担を軽減する目的で創設されたものです。

概要は、次のとおりです。

【対象者】

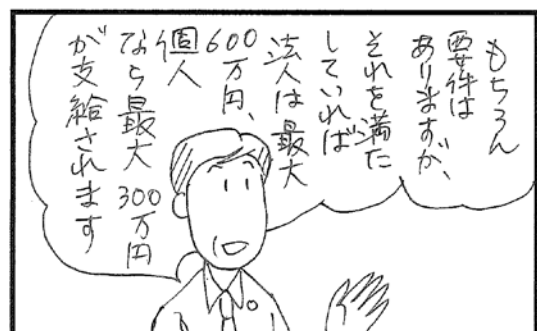
以下のすべてを満たす事業者が対象です。

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ②5月から12月の売上について
 - ・1か月で前年同月比▲50%以上又は
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いがある

【給付額】

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給

お尋ねの社宅については、物件を賃貸借契約に基づいて借り上げて、従業員を住ませ、その賃料を家賃として計上しているのであれば、原則として対象になりますが、従業員に転貸している場合は対象にならないとしています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】